

# 令和5年度祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク 緩衝・移行地域自然環境調査助成事業募集要項

## 1 目的

2017年6月、大分県と宮崎県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域がユネスコエコパークに登録されました。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークは、急峻な山岳地形や美しい渓谷など、独特の景観美と原始的な自然が広がり、照葉樹林から夏緑樹林までの幅広い植生が見られるほか、ニホンカモシカなどの希少動植物の宝庫となっています。

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会（以下「学術委員会」という。）では、「緩衝・移行地域自然環境調査助成事業」を実施し、助成金の交付を通じた祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの緩衝・移行地域内における調査研究の促進を図るほか、この事業を公募により行うことで、地域における自然環境保護の気運の醸成や自然環境に精通した人材の育成を図ることを目指します。

## 2 助成の対象

学術委員会が調査研究基本計画で定める緩衝・移行地域内の重点調査研究地域・分野又は移行地域内の生物多様性が高いと認める地域における調査研究

### 【対象調査地】

別紙のとおり

### 【対象調査研究分野】

植物類、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、貝類、菌類

## 3 対象者

上記の調査研究を実施する能力を有するグループ、法人等の民間団体（以下、「団体等」という。）又は個人

## 4 助成事業の内容

### (1) 助成金額

1件当たり30万円を上限とします。

### (2) 助成金の使途

調査研究の目的を達成するために必要なものに使用できます（旅費、消耗品費、役務費、使用料、人件費、調査雑費、謝金など）。

※消耗品は単価が1万円未満のものを対象とします。

※役務費は、通信費や郵送、宅配便等の運搬用費用等を対象とします。

※人件費は、助成額の2分の1を限度とします。ただし、申請者が個人の場合は対象外とし、団体等の場合に限ります。また、団体等の代表者は人件費の支給対象外とします。

※調査雑費は、調査の構成員（団体等の代表者を含む）又は外部の調査協力者が現地調査を行った場合に限るものとし、1人1日当たり2,200円を上限とします。なお、調査協力者に対して、旅費又は調査雑費を支給した場合は、受領証が必要となります。

※謝金は、外部の専門家等への助言を求める場合が支給の対象となります。

(3) 助成の対象となる期間

原則として、交付決定日から令和6年2月29日(木)までとします。

(令和6年3月まで調査をする必要がある場合は申請時に御相談ください。)

5 募集期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)午後5時まで(必着)とします。

ただし、受理した応募の助成金額の合計が助成金総額に達しない時には、再募集を行う場合があります。

6 応募方法

下記の書類を事務局へ郵送又は持参してください。

- |                         |    |
|-------------------------|----|
| (1) 提案書兼助成金交付申請書(様式第1号) | 1通 |
| (2) 調査研究計画書(様式第2号)      | 1通 |
| (3) 主な調査研究経歴(様式第3号)     | 1通 |
| (4) 調査研究経費の支出計画(様式第4号)  | 1通 |
| (5) 誓約書(様式第5号)          | 1通 |

【留意事項】

- ・提案書、調査研究計画書の各項目は具体的に、分かりやすく記載してください。
- ・申請書類等は返却しませんので、適宜お手元にコピーを残してください。

7 選考

学術委員会において厳正に選考の上、令和5年4月10日まで(再募集の場合には受理した日から1ヶ月以内)に採否を決定し、通知します。

8 事業成果の報告

事業が完了したときは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク緩衝・移行地域自然環境調査助成金交付要綱第9条に定める事業実績(実績報告書、調査研究報告書、出現種のリスト、決算書、支出内容を確認できる領収証又はレシートの写し、調査地点を示した地図等)の報告が必要になります。(報告期限:原則令和6年2月29日)

9 助成金の交付

この助成金は、原則として学術委員会において事業の成果等を確認した後に交付されます(精算払)。ただし、助成研究の実施上、特に必要が認められる場合は、概算払も可能とします。

10 助成金の交付に係る留意事項

助成金の交付に際しては、以下の事項を遵守していただきます。

- (1) この助成金に係る収支の状況を明確にした書類を整備して、1年間保存しておくこと。
- (2) 申請した内容以外の用途へ助成金を使用しないこと。
- (3) 調査研究費の支出計画に変更が生じた場合(軽微な変更を除く。)は、学術委員会へ報告し、その指示を受けること。

## 11 調査結果の取扱い

本事業による調査結果の取扱いにおいては、以下の事項に同意をお願いします。

- (1) 本事業の調査結果については、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会及び同委員会が認める機関において利用すること。

ただし、当ユネスコエコパークにおいて、調査結果の公表が必要となった場合は、調査者の承諾を得た上で、盗掘につながるような希少動物を省いたものを公表する。

- (2) 調査者において、調査・研究結果等を公表する際は、環境保全の観点から公表内容を予め把握させていただくため、発表する雑誌等名、公表予定時期、標題等を事前に事務局に知らせるとともに、発表する雑誌・論文等が完成したら事務局へ1部、提供すること。

また、公表資料については、本助成金による助成を受けた旨を記載すること。

## 12 申し込み・問い合わせ先

宮崎県総合政策部中山間・地域政策課地域総合調整担当

(祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク学術委員会事務局)

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2-10-1

TEL : 0985-26-7035 FAX : 0985-26-7353